

新型インフルエンザ等対策政府行動計画における 未発生期の関係省庁対応事項の進捗状況について (概要)

- 政府行動計画において未発生期に関係省庁が対応することとされている事項の進捗状況について、前回のフォローアップ以後、新たに実施した事項を中心に整理したもの（詳細は参考資料2－1を参照）。
- 今後も1年に1度定期的にフォローアップを行う予定。
- 本資料は、基本的に平成31年3月31日時点のものである。

令和元年5月23日
内閣官房新型インフルエンザ等対策室

(1) 実施体制

※《 》については、参考資料2-1の番号を指すものとする。
また、下線部は平成30年度に特に進捗があった事項を示す。

1. 行動計画等の作成・変更(国、地方公共団体、指定公共機関等)

○全ての都道府県(平成26年3月)及び市町村の行動計画(平成29年3月)並びに全ての指定公共機関の業務計画(平成28年12月)が作成済み。指定地方公共機関では、引き続き、業務計画の作成を実施中。(【参考資料2-2】参照)《1》

※指定地方公共機関の業務計画については、1076機関中1065機関で作成済。(平成30年3月時点:1077機関中1057機関で作成済)

○行動計画・業務計画の作成状況を定期的に調査し、作成が遅れている指定地方公共機関に対し作成の働きかけ・支援するよう都道府県に依頼しており、今後も継続して取り組む。《4》

○「新型インフルエンザ等対策中央省庁業務継続ガイドライン」の改定(平成26年3月)を踏まえて、全ての関係府省庁が業務継続計画の改定等を実施。《2》

○地方自治体を対象に業務継続計画の策定に関する調査を実施。好事例について分析し、報告書を内閣官房ウェブサイト公開。《1》

2. 訓練の実施等

○政府全体の「新型インフルエンザ等対策訓練」を、平成30年11月に実施。(【資料8】参照)《3》

※平成30年6月に都道府県及び関係府省庁を対象とした訓練説明会を開催し、平成30年度訓練の概要を説明するとともに、専門家の講演や自治体からの昨年度の訓練実施時の成果発表により担当者の意識向上を図った。

※平成30年11月の訓練では、19全関係府省庁及び最高裁判所、47全都道府県、776市町村、97指定公共機関で各機関が主催の訓練を実施(平成29年度:19全関係府省庁及び最高裁判所、47全都道府県、773市町村、96指定公共機関)。

○平成30年11月に「新型インフルエンザ等対策本部幹事会訓練」を、平成31年3月に主要な指定公共機関参加の「新型インフルエンザ等対策指定公共機関合同机上訓練」をそれぞれ実施。(【資料8】参照)《3》

○新型インフルエンザ等発生時における各都道府県の対応能力の向上を図るため、平成28年度から「新型インフルエンザ等発生時対応検討支援ツール」を活用し、各都道府県の地域の特性に応じた緊急事態措置等を検討する会議の実施を促進。《3》

※平成30年度は、長野県が実施した検討会議に専門家とともに参画し、新型インフルエンザ発生時の施設の使用制限について、県担当者や民間の施設管理者とともに具体的な検討を実施したほか、愛知県、宮崎県の検討会議に当室員のみで参画し、外出自粛要請や施設の使用制限の実施方法等について具体的な検討を実施した。

○都道府県における訓練の底上げによる対応練度の向上を図るため、平成28年度訓練促進事業において、地方自治体が実施する訓練の資料・映像を取りまとめたモデルケースを作成。訓練説明会において配布し、自治体主催の訓練実施を促進。《3》

(2) サーベイランス・情報収集

- 高病原性鳥インフルエンザ(H5N1)の診断、治療に関する調査・研究をベトナムなど発生諸外国と連携して実施。《【参考資料2-3】参照》《11》
- 国において、国際機関(WHO、OIE、FAO)、研究機関(J-GRIDの海外拠点等)、都道府県等を通じ、新型インフルエンザ、鳥インフルエンザ等の情報を収集。《13》
- 季節性インフルエンザの患者発生、入院患者、学校休業の状況やウイルスの性状等のサーベイランスを実施。《14~17》

(3) 情報提供・共有

- 平時からメールマガジン(感染症エクスプレス等)、Twitter、WEBサイト等において、国民等に新型インフルエンザ等の基本的な情報や感染対策について継続的な情報提供を実施することにより、発生時においてもスムーズな情報提供ができる体制を整備。《21~23》
- 平成27年12月に作成した政府広報オンラインお役立ち記事について、最新の状況等を反映させるため、平成30年11月に改訂を実施。また、職場・事業所における感染予防対策に関するチラシを作成。《【資料3-2】参照》《21》
- スペインインフルエンザ発生から100年、2009年新型インフルエンザ(A/H1N1)発生から10年の節目企画として、国民向けに特設ウェブサイトを開設し、有識者による過去のパンデミックレビューの記事を連載(月2回)、記事へのアクセスを増やすためにTwitterで記事に関連するクイズを投稿。《【資料3-2】参照》《23》
- 報道関係機関との連携を強化するため、4半期に一度の定期的な記者ブリーフィングを開始(平成30年度中は11月と2月の2回開催)。《【資料3-2】参照》《23》

(4) 予防・まん延防止

1. ワクチンの備蓄

○平成30年6月の厚生科学審議会感染症部会において、危機管理上の重要性の高いワクチン株として、令和元年度からH7N9株をプレパンデミックワクチンのワクチン株とすることを決定。

(【資料2-2】参照)《35》

※プレパンデミックワクチンはこれまでH5N1株を備蓄。

※プレパンデミックワクチン(原液)の購入状況:

- ①平成25年度 約1,000万人分(H5N1(ベトナム株/インドネシア株))
- ②平成26年度 約1,000万人分(H5N1(アンフィ株))
- ③平成27年度 約300万人分(H5N1(チンハイ株))、約750万人分(H5N1(インドネシア株))
- ④平成28年度 約900万人分(H5N1(チンハイ株))(現在備蓄中)
- ⑤平成29年度 約100万人分(H5N1(チンハイ株))(現在備蓄中)

2. ワクチンの研究開発

○平成30年度までに、全国民分の新型インフルエンザワクチンを約半年で生産できる体制を整備。

(【資料2-1】参照)《33》

○経鼻投与式ワクチンの開発を目指し、基礎研究及び臨床研究を引き続き実施。(【参考資料2-3】参照)《33》

○H7N9プレパンデミックワクチンの国内臨床試験を引き続き実施。《35》

3. ワクチンの接種体制の整備

○特定接種については、平成29年度中に登録事業者の審査を完了させ、平成30年度に登録事業者を公表。また、平成30年度には、特定接種管理システムの登録情報について、更新等作業を実施。

(【資料5】参照)《40～42》

○住民接種については、実施要領を策定。平成31年3月に自治体に通知。(【資料6】参照)《39、43～45》

(5) 医療

1. 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄

○国及び都道府県において、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄目標量(全罹患者の治療その他の医療対応に必要な量)を確保。必要に応じて備蓄割合の検討を行い、引き続き、計画的かつ安定的に備蓄。《61、62、70》

※国及び都道府県は、以下の量の抗インフルエンザウイルス薬を備蓄済み。

	タミフル (カプセル)	リレンザ	タミフル ドライシロップ	ラピアクタ	イナビル	アビガン
国	1594万人分	315万人分	55万人分	95万人分	-	200万人分
都道府県	1318万人分	670万人分	300万人分	114万人分	74万人分	-

○厚生科学審議会（新型インフルエンザ対策に関する小委員会）において、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄方法に原薬備蓄の追加を検討。（【資料4】）《61、70》

2. 地域医療体制の整備等

○政府行動計画やガイドラインを踏まえ、都道府県における医療体制の整備を支援。《47～50》

○感染症指定医療機関の整備、個人防護具の準備等に係る補助を行うための予算を確保。《50》

○地方自治体と共同で新型インフルエンザ等の発生を想定した机上訓練や、地方自治体や医療従事者を対象とした新型インフルエンザ等に関するワークショップを実施。（【資料8】参照）《55》

○LAMP法を活用した迅速診断キットの現場での実用性について引き続き研究を実施。（【参考資料2-3】参照）《57》

○平成31年1月の厚生科学審議会感染症部会において、リスクコミュニケーションの観点から、新型インフルエンザ患者入院医療機関等の情報を厚生労働省ウェブサイトに掲載することを決定。（【資料1-1】参照）《47～49、51》

(6) 国民生活及び国民経済の安定の確保

- 平成30年12月に第3回「新型インフルエンザ等対策指定公共機関情報連絡会」を開催し、指定公共機関間の連携を図った。（【資料8】参照）《65》
- 平成31年3月に指定公共機関を対象とした事業者シンポジウムを開催。シンポジウムにおいては、米国CDCのDr.Uyekiが講演を行い、最新の新型インフルエンザの情報を提供。（【資料3－2】参照）《65》